

重要項目説明書

社内用

おクルマをご売却いただいたお客様へ

この度は弊社にお車をご売却いただき誠にありがとうございます。ご売却についてのご契約内容は売買取引契約書約款をお読みになり、ご理解いただいたうえでご署名ご捺印ください。以下に、ご契約内容のご説明(抜粋)を記載しておりますので、必ずご確認をお願い申し上げます。

■ご契約車両及び書類の引き渡しについて

ご契約車両及び移転登録書類等は、契約書表面に記載された「引渡期限」までに、弊社にお引き渡し下さい。期限を過ぎた場合は、売買契約をキャンセルさせていただく場合があります。



■ご売却代金のお支払いについて

ご売却代金は、ご契約車両・移転登録書類等の引き渡しがいずれも完了した後、契約書表面に記載された「支払期限」までにお支払いします。

■車両状態等のご申告について

お客様はご売却車両に、契約書表面に記載された「メーター交換歴」「災害歴」「修復歴」「走行上の不具合」がある場合は、契約締結時にお客様に「判明している範囲」でご申告下さい。

■瑕疵担保責任について

ご売却車両に、中古自動車取引業界における一般的かつ標準的な車両検査(修復歴：一般財団法人日本自動車査定協会が定める基準、走行距離：一般社団法人日本オートオークション協会への照会)において判明しない瑕疵があることが判明したときは、弊社はお客様に協議を求めるとし、両者で十分な協議を行ってもなお合意に至らなかった場合又は協議が不能なときは、売買契約を解除することがあります。

■売買契約のキャンセルについて

お客様は、ご契約車両の引き渡しを行った日の翌日までは、弊社に通知することにより何等の負担なく売買契約をキャンセルすることができます。



お車売却の困りごとの「相談室」です。

一般社団法人日本自動車購入協会
車売却消費者相談室 ☎0120-93-4595
受付時間：平日9時～17時(土日祝日休業)

*詳細は、売買契約書をご確認下さい。

監修 151113JPUC

消費者契約法について

■消費者契約法第1条(目的)では、「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとする」とともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とする」と規定している。

■消費者契約法第3条第1項(情報提供の努力義務)では、事業者は、「消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない」と規定している。

■消費者契約法第4条第1項から第3項(消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)では、事業者が「消費者契約の締結について勧誘をするに際し」、下記の不当な行為をした場合、消費者は、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができると規定している。

・第4条第1項第1号(不実告知)

事業者が消費者契約の締結について勧誘する際に、重要事項について、事実と異なることを告げた場合。

・第4条第1項第2号(断定的判断の提供)

「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項」について、断定的判断を提供した場合。

・第4条第2項(有利事実の告知及び不利益事実の故意の不告知)

重要事項又は当該重要事項に関連する事項について、当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実(当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。)を故意に告げなかった場合。

・第4条第3項(不退去、退去妨害)

事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不適切と考えられる困惑行為を行った場合。困惑行為として、消費者の意思に反して、事業者が退去しないこと(同項第1号)及び消費者を退去させないこと(同項第2号)の2つの行為態様を規定している。

■第4条第4項(重要事項)では、「重要事項」とは、消費者契約に係る「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容」、又は「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件」であって、「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」と規定している。なお、特定商取引法では、契約の締結を必要とする事情に関する不実告知も、重要事項として取消しの対象としている。

■消費者契約法第9条第1号(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等)では、当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額又は違約金を合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものについては、当該超える部分を無効としている。

